

**CISG35 条の契約適合性 ～ラーベルとホノルドの著作、  
ハーグ動産売買統一法とウィーン売買条約の起草資料に基づく検討～【I. 要旨】**

志馬 康紀 (大阪大学 OSIPP D3)

CISG(ウィーン売買条約)35 条は、「契約適合性」という法概念<sup>1</sup>を用いて、国際売買の物品が満たすべき品質等を定義している。CISG35 条の起草過程を調べたところ、その法政策と法技術は、CISG の前身である ULIS<sup>2</sup>(ハーグ動産売買統一法)の規定、ひいては、ドイツ法圏の卓越した私法学者であるエルンスト・ラーベル(1874-1955)<sup>3</sup>の研究に由来していた<sup>4 5</sup>。制定母体となる UNIDROIT<sup>6</sup>に初仕事として ULIS の起草を提案し(1929)最晩年まで主導したのもラーベルである。

ラーベルは、どのような方法を用いて契約適合性を創案したのだろうか。比較法学者であるラーベルは、問題と解答を重視し機能面から広義の法を比較する「機能的比較法」<sup>7</sup>という手法を創案し、これを駆使して ULIS を起草した。つまり、大陸法系と英米法系に属する多数の売買契約法をその沿革を踏まえて分析し、動産売買の実態も重視し、こうして抽出した本質を簡潔明瞭な法概念に纏めることで起草を行ったのである<sup>8</sup>。その成果のひとつが、契約適合性である。ラーベルは、瑕疵担保と保証(warranty)に大別される各国法の制度を研究し、国際売買の実務家が使い良ように契約適合性の定義を起草した。ラーベル没後に ULIS の起草委員会は、英国物品売買法(1893)と米国統一売買法(1906)を参照してラーベルの条項を再構成し、ULIS33・34・36 条を制定した(1964)<sup>9</sup>。

こうして制定された ULIS だが、加盟国が西欧を中心とする少数国に留まったため、創設直後の UNCITRAL<sup>10</sup>は ULIS の見直しをその初仕事とした(1969)<sup>11</sup>。これを推進したのが、UNCITRAL の長を務めた米国のジョン・O・ホノルド(1948-2011)<sup>12</sup>である。当時の加盟候補国は、先進国と発展途上国、資本主義国と社会主義国など社会体制が多岐に渡り、法体系も異なっていた。そこで、各国法の偏狭なドグマに陥ることを避けるために、起草過程での議論を CISG 制定時の共通見解として重視し、ホノルドが資料“Documentary History”にまとめた<sup>13</sup>。契約適合性の条項は、英国と米国のグループによって叩き台が用意され(1976)<sup>14</sup>、幾つかの争点での議論と草案の修正を経て、CISG35 条に結実した(1980)。現在、400 件を超える CISG35 条の判例が英文で公表されている<sup>15</sup>。

本報告では、CISG35 条に対応した条項、つまり統一売買法における「契約適合性」の定義条項を、ラーベルとホノルドの著作および ULIS と CISG の起草資料に基づいて分析する。本報告の構成は、次のとおりである。Ⅱで、現在の CISG35 条の条文を機軸として通時的に、ULIS 第 1 草案(1935)以後の条文の変遷を追い、ラーベルの草案からの連続性を示す。Ⅲでは、CISG35 条の解釈に関する主要事項として、1.国際売買と統一売買法、2.「契約適合性」概念の創生、3.当事者間の契約への適合性、4.通常の目的への適合性、5.特別目的への適合性をとりあげて分析する。Ⅳで、CISG35 条の解釈に機能的比較法を用いることが重要だと主張して、本報告をまとめる。